

研究活動及び公的研究費の適正使用に関する取組み

白百合女子大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）および、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費の適正な運営管理を行うよう努めてまいります。

①機関内の責任体系の明確化

◆本学における公的研究費の責任体制

○最高管理責任者 学長

○統括管理責任者 副学長（研究振興担当）

○コンプライアンス推進責任者 研究科長・学部長・全学教養教育連絡会議主事・図書館長
事務局長・総務部長

○研究倫理教育推進責任者 研究科長・学部長・全学教養教育連絡会議主事・図書館長
事務局長・総務部長

[・責任体系図](#)

②適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- ・研究費の使用・管理、研究活動の不正について規程を定め、公正な研究費の使用ができるよう体制を整えています。
- ・コンプライアンス教育の実施などを通じ、不正防止に関する関係者の意識向上をはかり誓約書の提出を求めています。
- ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定しています。
- ・不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学の構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、啓発活動を実施しています。

[・白百合女子大学における公的研究費等の適正な管理運営に関する行動規範](#)

[・白百合女子大学 公的研究費等の使用にあたっての誓約書 \(研究者用・職員用\)](#)

③不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し関係部署間で連携・協力のうえ不正防止に努めています。

[・白百合女子大学公的研究費不正防止計画](#)

[・不正防止計画の策定サイクル](#)

④研究費の適正な運営・管理活動

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨定めた誓約書の提出が求められており、本学では運営・管理に関する本学の基本方針をご理解いただいた上で、ルールのご遵守にご協力いただくとともに、一定以上の取引のある場合に、誓約書の提出をお願いしております。

・公的研究費による取引に関する基本方針と依頼事項

・誓約書（取引業者）

⑤情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用ルール等についての相談や、不正使用等に関する告発窓口を設置しています。

【通報窓口】

白百合女子大学 事務局長室（本館2階）

TEL：03（3326）5144（内線626）

E-MAIL：kyokucho@shirayuri.ac.jp

相談・通報をしたことで、相談・通報者に不利益が生じないよう十分な配慮をします。

【相談窓口】

白百合女子大学 総務部総務課（本館1階） TEL：03（3326）5050

⑥モニタリングの在り方

公的研究費の管理および事務の取り扱いなどについて、定期的に内部監査を実施し、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制になっているかなどのチェックを行っています。

[・内部監査マニュアル](#)

その他

■ 関連文書（学内規程・ガイドライン等）

（白百合女子大学）

- ・ [白百合女子大学における研究費等の管理運営・監査規程](#)
- ・ [白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程](#)

（文部科学省）

- ・ [「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）](#)
- ・ [「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）](#)